

農機具共済事務取扱要領

農機具共済事務取扱要領

平成12年 3月31日
12農経B第1234号

改正 平成13年1月5日12農経A第1774号、16年2月6日15経営第6032号、18年3月30日17経営第7286号、
22年2月8日21経営第5407号

〔目 次〕

第1章 通 則	
第1節	目 的
第2節	農機具共済の種類
第3節	農機具共済の加入資格者
第4節	共済目的の範囲
第5節	共済関係の成立
第6節	共済責任の開始及び共済責任期間
第7節	農機具更新共済の共済掛金期間等
第8節	農機具の耐用年数
第9節	共済金を支払う場合
第10節	共済金を支払わない場合
第11節	共済関係の消滅・終了及び共済金支払後の共済関係
第12節	共済目的の入替え
第13節	共済金額
第14節	減価共済金額
第15節	共済掛金率等
第16節	共済掛金等
第17節	共済金
第18節	共済金支払の免責
第19節	管理物件の取扱い
第20節	特約
第21節	共済約款
第22節	損害評価会
第23節	損害評価員
第24節	農機具共済の推進
第25節	個人情報の利用目的の明示等
第26節	保険関係
第2章 引 受	
第1節	組合の引受
第2節	連合会の引受
第3章 損害評価	
第1節	損害通知
第2節	組合の行う損害評価
第3節	連合会の行う損害評価
第4章 共済金及び保険金の請求並びに支払手続	
第1節	組 合
第2節	連 合 会
第5章 経 理
第6章 事業成績の報告
第7章 要領の制定等
書類様式例
別紙1	共済目的とする農機具の種類及び耐用年数（その1）
別紙2	共済目的とする農機具の種類及び耐用年数（その2）
別紙3	経過減価残存率表
別紙4	農機具更新共済の返還金計算基礎数値表
別紙5	後遺障害の基準
別紙6	農機具更新共済に係る共済掛金等の前納回数別係数
別紙7	継続申込特約に係る継続特約期間別係数
別紙8	責任準備金の計算方法

第1章 通則

第1節 目的

この要領は、農業災害補償法（以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則、任意共済損害認定準則、定款例、保険規程例又は共済規程例及び農機具共済約款例に準拠して定めたものであり、農機具共済事業が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

第2節 農機具共済の種類

- 1 農業共済組合（以下「組合」という。）及び農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の行う農機具共済の種類は農機具損害共済及び農機具更新共済とする。
- 2 組合及び連合会（以下「農業共済団体」という。）は、農機具共済の共済関係の成立の際、当該農機具共済の申込みをした者の申出により、農機具損害共済にあつては付保割合条件付実損てん補特約、臨時費用担保特約、継続申込特約、共済掛金等分割払特約、自動継続特約及び地震等担保特約を、農機具更新共済にあつては臨時費用担保特約、共済掛金等分割払特約及び地震等担保特約を付することができるものとする。

第3節 農機具共済の加入資格者

農業共済団体の農機具共済への加入者たる資格を有する者（以下「加入資格者」という。）は、組合にあつては1、連合会にあつては2に掲げる者とする。

- 1 次の各号の一に該当する者で、当該組合の区域内に住所を有するものとする。
 - (1) 水稻、陸稲又は麦の耕作の業務を営む者（当該組合の定款で組合員たる資格を有さない者であると定める者を除く。）
 - (2) 牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者
 - (3) 当該組合が現に行っている果樹共済において、その共済目的の種類としている果樹につき栽培の業務を営む者（当該組合の定款で組合員たる資格を有さない者であると定める者を除く。）
 - (4) 当該組合が現に行っている畑作物共済において、その共済目的の種類としている農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者（当該組合の定款で組合員たる資格を有さない者であると定める者を除く。）
 - (5) 法第84条第1項第7号の特定園芸施設を所有し又は管理する者で、農業を営むもの（当該組合の定款で組合員たる資格を有さない者であると定める者を除く。）
 - (6) 共済目的を所有する者で農業を営むもの
- 2 次の各号の一に該当する者で、当該連合会の会員たる市町村の共済事業の実施区域内に住所を有するもの、当該連合会の会員たる組合並びに当該連合会の区域内に住所を有する農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。
 - (1) 水稻、陸稲又は麦の耕作の業務を営む者（当該市町村の条例で加入者たる資格を有さない者であると定める者を除く。）
 - (2) 牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者
 - (3) 当該市町村が現に行っている果樹共済において、その共済目的の種類としている果樹につき栽培の業務を営む者（当該市町村の条例で加入者たる資格を有さない者であると定める者を除く。）
 - (4) 当該市町村が現に行っている畑作物共済において、その共済目的の種類としている農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者（当該市町村の条例で加入者たる資格を有さない者であると定める者を除く。）

- (5) 法第84条第1項第7号の特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むもの（当該市町村の条例で加入者たる資格を有さない者であると定める者を除く。）

第4節 共済目的の範囲

農機具共済の共済目的たる農機具は、別紙1（共済目的とする農機具の種類及び耐用年数）に掲げる機種（農機具損害共済にあつては、第2章第1節（組合の引受）の1に定める農機具損害共済加入申込書に記載してある当該農機具の附属装置を含む。以下同じ。）であつて、未使用の状態を取得（付保割合条件付実損てん補特約を付帯する場合には、一定期間他の者に使用された後に購入された農機具（以下「中古購入農機具」という。）を含む。）され、かつ、次の各号に掲げる基準によつて農業共済団体の保険規程又は共済規程に定める農機具で、加入者の所有し又は管理する物とする。ただし、法第84条第4項第1号の附帯施設は除く。

- (1) 共済目的である農機具と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具の価額（以下「新調達価額」という。）が5万円以上の物。
- (2) 国営検査を実施している機種については、その合格銘柄。奨励農機具を指定している都道府県にあつては、その指定に係る農機具。
- (3) (2)に指定する機種以外の機種については、総会の議を経た物。

第5節 共済関係の成立

- 1 農機具共済の共済関係は、加入資格者が農機具を農業共済団体の農機具共済に付することを申し込み、農業共済団体がその申込みを承諾することによつて成立する。
- 2 農業共済団体は、農機具共済の申込みをした者から当該申込みの承諾の通知に記載された払込期限までに共済掛金及び事務費賦課金（以下「共済掛金等」という。農機具更新共済にあつては初回の共済掛金等）の払込みをさせるものとし、当該払込期限を過ぎて共済掛金等の払込みを受けたときは、あらためて農機具共済の申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。

第6節 共済責任の開始及び共済責任期間

- 1 農機具共済に係る共済責任は、農業共済団体が加入者から共済掛金等（農機具更新共済にあつては初回の共済掛金等）の払込みを受けた日（共済証券（農機具共済関係成立時に農業共済団体が加入者に交付する書面をいう。以下同じ。）にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後4時から始まるものとする。
- 2 共済責任期間の計算に当たつては、共済責任の開始の日の翌日を起算日とし、その期間の最終月の共済責任期間の開始の日に応答する日を満了の日とする。ただし、共済責任の開始の日が月の末日のときは、その期間の最終月の末日を満了の日とする。なお、共済責任期間の最終月に共済責任の開始の日に応答する日がない場合は、最終月の末日を満了の日とする。
- 3 農機具損害共済の共済責任期間は1年とする。ただし、共済責任期間の始期を統一するため必要があるときは、1年未満とすることができるものとする。
- 4 農機具更新共済の共済責任期間は、3年以上の期間であつて、農機具の耐用年数の範囲内で農業共済団体が定めた期間とする。ただし、未使用の状態を取得されてから1年以上経過した農機具については、当該農機具の耐用年数からすでに経過した年数（1年に満たない端数月がある場合はこれを切り捨てる。）を差し引いた年数（以下「残存年数」という。）の範囲内の期間によるものとする。
- 5 1の共済掛金等の払込みを受けた日とは、農業共済団体が共済掛金等領収書を発行した日又は加入者が農業共済団体の指定する金融機関に共済掛金等の払込みをした日とする。
- 6 農機具更新共済について、共済関係成立後1年を経過した日以後において加入者から請求があつた

ときは、次の共済掛金期間から共済責任期間を短縮することができるものとする。この場合、共済責任期間の短縮に伴って生ずる共済掛金等の不足額は次式によつて算出することとし、その額を当該加入者から追徴するものとする。共済責任期間の短縮は、当該加入者が当該不足額を払い込んだときに共済証券に裏書するものとし、共済責任期間の短縮は、当該裏書によつてその効力を生ずるものとする。

$$A \times (b' - b) \times \left[\frac{(1 + i)^{t+1} - 1}{i} - 1 \right]$$

A : 共済金額

b : 変更前の共済掛金率等

b' : 変更後の共済掛金率等

t : 共済責任経過年数（1年未満の端数月がある場合は、これを切り上げて1年とする。）

i : 予定利率

- 7 農機具損害共済の共済責任期間は更新することができる。この場合において、加入者は農業共済団体に対して、当該共済責任期間の満了の日までに更新の申込み及び更新後の当該共済責任期間に対する共済掛金等の払込みを行うものとする。この場合における共済責任期間は、更新前の共済関係に係る共済証券記載の末日の午後4時から始まるものとする。
- 8 加入者が、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の警戒宣言が発せられ、又は地震若しくは噴火若しくはこれらによる津波が発生したため農業共済団体が業務を停止し、若しくは開始しない期間にその共済責任期間が満了した場合において、農業共済団体が業務を再開した後、農業共済団体が定める日までに当該共済関係と同一の条件で農業共済団体の農機具共済に付することを申し込み、かつ共済掛金等の払込みを行つたときには、当該共済関係の共済責任期間は更新されたものとみなす。

第7節 農機具更新共済の共済掛金期間等

- 1 農機具更新共済の共済掛金期間は1年とする。最初の共済掛金期間は共済責任の開始の時に始まり、次回以後の共済掛金期間はそれぞれの共済掛金期間の応当日から始まるものとする。
- 2 農業共済団体は、農機具更新共済について、加入者から次回の共済掛金期間の開始する日までに共済掛金等の払込みを受けるものとする。
- 3 農機具更新共済の第2回以後の共済掛金等の払込みについての猶予期間は14日とし、この期間内に共済掛金等の払込みがないときは、当該共済関係は、猶予期間の初日から効力を失うものとする。
- 4 共済掛金等の払込みの猶予期間内に第9節（共済金を支払う場合）の2の(1)の災害共済金を支払う損害が生じた場合においては、農業共済団体は、その損害に対して支払うべき共済金の額から加入者の払い込むべき共済掛金等に相当する金額を差し引くものとする。
- 5 加入者は、農業共済団体の承諾を得て、農機具更新共済の次回以降に係る共済掛金等の全部又は一部を前納することができる。この場合、共済掛金等の額は、第16節（共済掛金等）の規定に基づき定めた共済掛金等に、別紙6（農機具更新共済に係る共済掛金等の前納回数別係数）に定める率を乗じて得られる額とする。
- 6 3により共済関係の効力を失つてから1年以内は、農機具更新共済加入者の申込みにより、当該共済関係を復活させることができるものとする。この場合には、当該加入者は共済掛金等に相当する未納金額に共済関係が失効した日から当該共済掛金等を納入する日までの満月数（月未満は切捨て）に

応じて年〇%の割合で算出した延滞利息を加算して得た金額を納入しなければならない。

7 6により当該共済関係を復活させないまま1年を過ぎた場合には、共済関係は消滅するものとする。

第8節 農機具の耐用年数

農機具の耐用年数は、別紙1（共済目的とする農機具の種類及び耐用年数）に掲げる機種別の耐用年数に基づき、農業共済団体の保険規程又は共済規程に定める年数とする。ただし、連合会及び特定組合（以下「連合会等」という。）の区域内における農機具の使用状況等によりこの基準により難しい場合には、総会の議を経て、この基準によらない耐用年数を定めることができる。

第9節 共済金を支払う場合

1 農機具損害共済

農業共済団体は、次に掲げる事故によつて共済目的に生じた新調達価額の減少（以下「損害」という。損害には防災又は緊急避難に必要な処置によつて生じた損害を含む。以下同じ。）に対して災害共済金を支払う。

- (1) 火災、落雷、物体の落下又は飛来、破裂又は爆発、盗難による盗取又はき損、鳥獣害、第三者行為による不可抗力のき損
- (2) 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻込み、その他これらに類する稼動中の事故
- (3) 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」という。）及び落雷を除く。）
- (4) 地震等（ただし、地震等担保特約を付する場合のみとする。）

2 農機具更新共済

- (1) 1による災害共済金を支払う。
- (2) 共済責任の終了又は満了に伴う経年減価によつて共済目的に生じた損害に対して減価共済金を支払う。

第10節 共済金を支払わない場合

1 農業共済団体は、次に掲げる事由によつて生じた損害に対しては、災害共済金を支払わないものとする。

- (1) 加入者又はその者の法定代理人（加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）の故意又は重大な過失（第19節（管理物件の取扱い）の1の管理物件に係る農機具共済については、加入者又はその者の法定代理人の故意）
- (2) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意（その親族が加入者に災害共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）
- (3) 加入者でない者が災害共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）の故意又は重大な過失（第19節（管理物件の取扱い）の1の管理物件に係る農機具共済については、その者又はその者の法定代理人の故意）。ただし、他の者が受け取るべき金額については除く。
- (4) 運転者の故意若しくは重大な過失又は法令違反
- (5) 農作業以外の使用目的による事故
- (6) 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗
- (7) 故障（偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害をいう。）

(8) 凍結（ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等）

(9) 農業共済団体が別に定める消耗部品にのみ生じた損害

2 農業共済団体は、次に掲げる事由によつて生じた損害（これらの事由によつて発生した第9節（共済金を支払う場合）の1又は2の(1)の事故が延焼又は拡大して生じた損害及び発生原因のいかんを問わず第9節（共済金を支払う場合）の1又は2の(1)の事故がこれらの事由によつて延焼又は拡大して生じた損害を含む。）に対しては、災害共済金を支払わないものとする。ただし、地震担保特約を付する場合における地震等によつて生じた損害についてはこの限りではない。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動（群集又は多数の者の集団の行動によつて、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）

(2) 第9節（共済金を支払う場合）の1の(3)の地震等による損害には、次のものを含む。

ア 地震等によつて生じた火災、破裂又は爆発による損害

イ 地震等によつて生じた火災、破裂又は爆発が延焼又は拡大して生じた損害

ウ 火災、破裂又は爆発が地震等によつて延焼又は拡大して生じた損害

(3) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故

3 農業共済団体は、共済責任期間が始まつた後でも共済掛金等の払込みを受ける前に生じた事故による損害に対しては、災害共済金は支払わないものとする。

4 第16節（共済掛金等）の3の規定により共済掛金等が追徴になる場合において、この農業共済団体の請求に対し加入者が支払いを怠つたときは、災害共済金を支払わないものとする。

第11節 共済関係の消滅・終了及び共済金支払後の共済関係

1 農機具共済加入者が農機具共済の加入資格者でなくなつたときは、その時の属する共済責任期間（農機具更新共済にあつては、その時の属する共済掛金期間）の満了の時に、農機具共済の共済関係は消滅するものとする。

2 農機具損害共済の共済関係は、当該農機具の災害共済金の支払額の合計額が共済金額に相当する金額となつたときに、消滅するものとする。

3 2の場合を除き、この連合会が災害共済金を支払つた場合においてもこの共済関係の共済金額は、減額しないものとする。

4 農機具損害共済にあつて、2台以上の農機具を一括して共済関係を締結（以下「包括契約」という。）したときについては、それぞれの共済目的について、1から3を適用するものとする。

5 農機具更新共済の共済関係は、共済目的に損害の額の新調達価額に対する割合が、耐用年数に対する残存年数の割合以上となる第9節（共済金を支払う場合）の2の(1)の災害共済金を支払う事故が発生した時に終了するものとする。

第12節 共済目的の入替え

1 農機具損害共済において共済目的が共済責任期間中に廃棄され、その代替として加入者が共済目的である農機具と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得し、加入者が書面をもつてその旨を農業共済団体に通知し、共済証券に共済目的である農機具の変更承認の裏書を申請した場合において、農業共済団体がこれを承認したときは、新たに共済証券に裏書された農機具についてこの共済関係を適用する。ただし、共済目的の入替えに伴う共済金額の変更は認めないものとする。

2 農業共済団体は共済目的の入替えがあつた後でも1の承認について裏書をした後でなければ、共済

目的の入替え後の農機具について生じた損害については災害共済金を支払わないものとする。

- 3 共済目的の入替え後の農機具については、農機具損害共済約款第10条（告知義務）、第12条（通知義務）及び第21条（告知・通知義務の承認の場合）の規定を適用する。

第13節 共済金額

- 1 農機具共済の共済金額は、原則として農機具1台当たり〇万円を最低の額とし、2000万円の範囲内で保険規程又は共済規程に定める額を最高の額として、加入者が申し出た金額とする。ただし、新調達価額の範囲内とする。なお、同一の共済目的について、農機具共済の共済関係が2以上重ねて存することとなるときは、それらの共済金額の合計額の最高額についても同様とする。
- 2 包括契約の共済金額は、〇万円を最低の額とし、2000万円の範囲内で保険規程又は共済規程に定める額を最高の額として、加入者が申し出た金額とする。なお、この場合に共済目的とする農機具は、新調達価額が〇万円以上であつて、かつ、農業経営の継続のために必要とする主な農機具とする。
- 3 包括契約を締結したときのそれぞれの共済目的に対する共済金額は、それぞれの新調達価額の割合によつて共済金額を按分した額とする。

第14節 減価共済金額

農機具更新共済における減価共済金額は、農機具1台当り〇万円を最低の額とし、共済金額を限度として、当該共済目的について次式によつて算定される経年減価額の範囲内で加入者が申し出た金額とする。

$$\text{経年減価額} = \text{新調達価額} \times \frac{\text{共済責任期間年数}}{\text{耐用年数}}$$

第15節 共済掛金率等

1 共済掛金率

- (1) 連合会はその会員たる組合の行う農機具共済の共済掛金率の基準（以下「基準共済掛金率」という。）を定めるものとする。
- (2) 組合の行う農機具共済の共済掛金率は、(1)によつて連合会が定めた基準共済掛金率と同率となるよう定めるものとし、法第85条（組合の行う共済事業の種類等）第12項の規定により連合会の承認を得るものとする。この場合、連合会の承認は(1)によつて定めた率と同率の場合にのみ承認するものとする。
- (3) 連合会は(1)の基準共済掛金率を定め、又は変更する場合及び連合会等が行う農機具共済の共済掛金率を定め、又は変更する場合には次の方法によるものとし、当該基準共済掛金率及び共済掛金率の計算の基礎となつた被害率等に関する資料を添えて、遅滞なく、連合会は農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）へ、特定組合は都道府県知事へ報告するものとする。
 - ① 農機具損害共済の共済掛金率は、風水害等自然災害の事故（地震等を除く。）については連合会等の区域における過去10年以上、その他の事故については過去5年以上の実績被害率（災害共済金の経過共済金額に対する割合。以下同じ。）等に基づき基礎被害率を定め、当該基礎被害率の50%を基準とした安全割増率を加えて算出した率（以下「災害共済掛金率」という。）とする。なお、当該基礎被害率にその標準偏差の3倍をもつて安全割増率とすることができることとする。
 - ② 農機具更新共済の共済掛金率は、次式によつて算出した率とする。

(2) 解除の場合の短期共済掛金率

解除の場合に適用する短期共済掛金率は、1の(3)の①及び③によつて定められた共済掛金率に既経過共済責任期間の月数に応じて次の係数を乗じて得た率とする。この場合の月数の計算については、(1)の後段の規定を準用する。

経過共済 責任期間	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
係 数 (%)	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0

3 事務費賦課金率

(1) 農機具損害共済の事務費賦課金（農機具損害共済事業に対して連合会が行う保険事業の実施に必要とする事務費を含む。）の額は、共済金額に一定の率（以下「事務費賦課金率」という。）を乗じて得た金額とし、事務費賦課金率は次式により算出される割合（「附加割合」という。）が原則として45%を超えない範囲内で、総会で定めるものとする。

$$\text{附加割合} = \frac{\text{事務費賦課金率}}{\text{災害共済掛金率} + \text{事務費賦課金率}}$$

(2) 共済責任期間が1年未満である場合の農機具損害共済の事務費賦課金率は、(1)の事務費賦課金率にその月数に応じて2の(1)の係数を乗じて得た率とする。

(3) 農機具損害共済にあつて、第11節（共済関係の消滅・終了及び共済金支払後の共済関係）の4に規定する包括契約を締結した共済関係の事務費賦課金率は、(1)の事務費賦課金率を超えない範囲内で総会で定めるものとする。

(4) 農機具損害共済にあつて、1の(3)の⑤により割引・割増係数を設定した共済関係に係る事務費賦課金率は、事務費賦課金率に当該割引・割増係数を乗じて得られる率とする。

(5) 農機具更新共済の事務費賦課金（農機具更新共済事業に対して連合会が行う保険事業の実施に必要とする事務費を含む。）の額は、共済金額に0.6%を超えない範囲内で総会で定める率を乗じて得た金額とする。ただし、共済責任期間に応ずる事務費賦課金の総額の範囲内において、新契約費として初回の事務費賦課金を増額して賦課することができるものと総会で定めるときは、この限りではない。

(6) 農機具損害共済事業及び農機具更新共済事業に対する連合会の保険事業の実施に必要とする事務費賦課金の額は、保険金額に一定の率を乗じて得た金額とし、その率は総会で定めるものとする。

第16節 共済掛金等

1 共済掛金は、共済金額に共済掛金率を乗じて得た額とする。

2 共済掛金等は、共済金額に共済掛金率及び事務費賦課金率をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出した共済掛金等に10円未満の端数が生じ、これを切り捨てて10円の位に止めた場合の差額は連合会事務費賦課金で調整するものとする。

3 共済掛金等の追加額及び共済掛金の払戻額

(1) 前節（共済掛金率等）の1及び3により共済掛金率及び事務費賦課金率を定めている場合であつて、加入者から第9節（共済金を支払う場合）の1又は2の(1)の事故による損害が発生する前に

農機具共済加入申込書の記載事項について更正の申出を受け、農業共済団体がこれを承認することにより共済掛金等の追加又は共済掛金の払戻しをするときは、その追加額又は払戻額は次の額とする。

① 追加共済掛金等の額は、共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率及び事務費賦課金率を乗じて得た共済掛金等の額から既に領収した共済掛金等を差し引いた残額

② 払い戻す共済掛金の額は、既に領収した共済掛金から共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率を乗じて得た共済掛金の額を差し引いた残額

(2) 前節（共済掛金率等）の1及び3により共済掛金率及び事務費賦課金率を定めている場合であつて、加入者から共済責任の開始後、共済目的の改造又は用途の変更等について共済証券に承認裏書の請求を受け、又は共済目的の譲受人及び相続人その他の包括承継人から共済関係の承認の承諾申請を受け、農業共済団体がこれを承認又は承諾することにより共済掛金等の追加又は共済掛金の払戻しをするときは、その追加額又は払戻額は次の額とする。

① 追加共済掛金等の額は、承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更後の共済掛金等の額から変更前の共済掛金等の額を差し引いた残額

② 払い戻す共済掛金の額は、承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額

4 共済掛金の返還

共済関係の無効、取消し、失効、解除等により共済掛金を返還する場合の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 農機具損害共済

ア 無効又は取消しの場合、その無効又は取消しとなつた共済金額に対応する共済掛金の額

イ 失効の場合、共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

ウ 解除の場合

① 共済目的の改造又は用途の変更その他危険が著しく増加したこと等による解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責に帰すべき事由による解除の場合は、共済掛金から共済掛金に経過月数（ただし、月数に30日未満の端数がある場合は、これを切り上げて1か月とする。）に応じた前節（共済掛金率等）の2の(2)の係数を乗じて得た額を差し引いた残額。ただし、共済責任期間が1年未満の共済関係に係る解除の場合は、共済責任期間を1年とする共済金額に対応した共済掛金に、共済責任期間に対応する前節（共済掛金率等）の2の(1)の係数から経過月数に対応する前節（共済掛金率等）の2の(2)の係数を差し引いて得た係数を乗じて得た額

② 共済目的の改造又は用途の変更その他危険が著しく増加したこと等による解除の場合で、解除の原因となつた事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、①の規定にかかわらず共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

③ ①及び②による解除以外の事由による解除の場合であつて、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

④ 農機具損害共済約款第11条（告知義務違反による解除）第1項、第14条（重大事由による解除）第1項及び第25条（損害発生の場合の手續）第4項による解除の場合は、共済掛金は返還しない。

エ 共済金額の減額に伴い共済掛金を返還する場合は、未経過期間に対して日割りをもつて計算した金額を返還する。

(2) 農機具更新共済

次のア及びイにより算出される額の合計額とする。

ア 共済掛金のうち災害部分に係る共済掛金の返還

(1)の規定を準用する。

イ 共済掛金のうち減価部分に係る共済掛金の返還

共済関係の無効、失効又は解除の原因が加入者の故意又は重大な過失によらない場合には、加入者が払い込んだ共済掛金のうち減価部分に対応する部分の金額に、当該金額に対する利息を加えた合計額に90%から100%の範囲内で農業共済団体が定める一定割合を乗じて得た額とし、次に掲げるところにより算出する。

A 無効が判明した日又は失効若しくは解除の日が、共済掛金期間の中途に該当する場合の返還金の額

$$\text{返還金} = a \cdot \frac{(1+i)^{t+1} - 1}{i} \times \text{〇}\%$$

a : 共済掛金のうち減価部分に対応する部分の金額

t : 無効が判明した日又は失効若しくは解除の日までの経過年数（1年未満の端数月がある場合は、これを切り捨てる）

i : 予定利率

B 無効が判明した日又は失効若しくは解除の日が、共済掛金期間の終了の日に該当する場合の返還金の額

$$\text{返還金} = a \cdot \left\{ \frac{(1+i)^{t+1} - 1}{i} - 1 \right\} \times \text{〇}\%$$

(注) 算出に当たっては、予定利率及び経過年数別に別紙4（農機具更新共済の返還金計算基礎数値表）の(1)又は(2)に掲げる係数を用いるものとする。

(3) 農機具更新共済の前納共済掛金等の返還

ア 第11節（共済関係の消滅・終了及び共済金支払後の共済関係）の5によつて共済関係が終了した場合の返還金は、次に掲げるところにより算出する。

A 共済関係が終了した日が共済掛金期間の中途に該当する場合

$$\text{未経過前納共済掛金} \\ \text{期間に係る返還金} = \frac{b}{i} \cdot \left\{ 1 - \frac{1}{(1+i)^{n-t}} \right\}$$

b : 2による共済掛金等

n : 前納共済掛金期間年数(前納掛金納入年を含む。以下同じ。)

t : 前納共済掛金期間経過年数（1年未満の端数月がある場合はこれを切り上げて1年とする。）

i : 予定利率

B 共済関係が終了した日が共済掛金期間の終了の日に該当する場合

$$\begin{array}{l} \text{未経過前納共済掛金} \\ \text{期間に係る返還金} \end{array} = \frac{b}{i} \cdot \left\{ \frac{(1+i)^{n-t} - 1}{(1+i)^{n-t-1}} \right\}$$

イ 共済関係の無効、失効又は解除による場合の返還金は、(2)によつて得られる額にアによつて得られる額を合計した額とする。

第17節 共済金

1 第9節（共済金を支払う場合）の1の(1)から(3)まで又は2の(1)の事故（地震等を除く。）による損害に対して支払う災害共済金の額は、1回の事故につき、次式によつて算出される額とする。

$$\begin{array}{l} \text{第3章第2節} \\ \text{(組合の行う} \\ \text{災害共済金の額} = \text{損害評価)の} \\ \text{3の(3)に定} \\ \text{める損害の額} \end{array} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}}$$

2 第9節（共済金を支払う場合）の2の(2)に定める農機具更新共済の経年減価による損害に対して支払う減価共済金の額は、次の(1)又は(2)の額とする。なお、地震等により、共済関係が終了する場合においては、(2)にかかわらず、第16節（共済掛金等）の4の(2)のイにより算出した額を返還する。

(1) 共済責任満了の場合

減価共済金額

(2) 共済責任終了の場合

第3章第2節（組合の行う損害評価）の3の(5)の規定による損害の額を限度として、次式により算出される額とする。

$$D \times \frac{M}{N} \times \left(1 - \frac{B}{A} \right)$$

D：減価共済金額

M：共済責任終了時における共済責任経過年数（1年未満の端数月がある場合にはこれを切り上げて1年とする。）

N：共済責任期間年数

B：災害共済金

A：共済金額

3 第9節（共済金を支払う場合）の1又は2の(1)の事故による損害の額が新調達価額の100分の5に相当する金額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合には、1の規定にかかわらず、災害共済金は支払わないものとする。

4 他の共済関係等がある場合の災害共済金の支払額

(1) 共済目的について第9節（共済金を支払う場合）の1又は2の(1)に係る事故による損害に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係（以下「共済関係等」という。）がある場合において、それぞれの共済関係等につき、他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額（他の共済関係等に損害の額を算出する基準がこの共済

関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額とする。) を超えるときは、農業共済団体は、次式によつて算出した額を災害共済金として支払う。

$$\text{災害共済金の額} = \frac{\text{第3章第2節 (組合の行う損害評価) の3の(3)に定める損害の額}}{\text{この共済関係に係る支払責任額}} \times \frac{\text{それぞれの共済関係等に係る支払責任額の合計額}}{\text{それぞれの共済関係等に係る支払責任額の合計額}}$$

(2) (1) の場合において、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による災害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額とする。また、(1) の規定にかかわらず(1) により支払うこととなる災害共済金の額の全部または一部が他の共済関係等から既に支払われている場合には、その額を差し引いた金額とする。

(3) (1) の規定により算出した災害共済金の額と他の共済関係等より支払われる共済金又は保険金の額の合計額が第3章第2節 (組合の行う損害評価) の3の(3) の規定による損害の額に満たないときは、(1) の規定にかかわらず、農業共済団体は、次の算式によつて算出した額を災害共済金として支払う。ただし、他の共済関係等がないものとして算出した額を限度とする。

$$\text{災害共済金の額} = \frac{\text{第3章第2節 (組合の行う損害評価) の3の(3)に定める損害の額}}{\text{第3章第2節 (組合の行う損害評価) の3の(3)に定める損害の額}} - \frac{\text{他の共済関係等があるものとして算出した他の共済関係等の共済金又は保険金の額}}{\text{他の共済関係等があるものとして算出した他の共済関係等の共済金又は保険金の額}}$$

(4) 包括契約については、それぞれの共済目的について、(1) 及び(2) の規定を適用する。

第18節 共済金支払の免責

次の場合には、加入者に対して共済金の支払いの責めを免れるものとする。

- (1) 加入者が損害発生の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき
- (2) 加入者が正当な理由がないのに共済事故が生じた共済目的の調査を妨害したとき
- (3) 加入者が損害に関する提出書類について、故意に不実のものを表示し、又はその書類を偽造し、若しくは変造したとき
- (4) 共済事故が生じたときに、加入者が損害の防止又は軽減のための処置について農業共済団体の指示に従わなかつたとき
- (5) 加入者が共済金の支払請求手続を3年間怠つたとき

第19節 管理物件の取扱い

- 1 他人の所有する農機具を管理する者が支払うことのあるべき損害賠償のためにその管理する農機具(以下「管理物件」という。)を農機具損害共済に付する場合には、その旨及び所有者名を農機具損害共済加入申込書に記載させるものとする。
- 2 管理物件に損害が生じ、加入者に災害共済金を支払おうとするときは、その農機具の所有者に対し、加入者に災害共済金を支払う旨の通知を行うものとする。
- 3 管理物件に損害が生じた場合であつて、その農機具の所有者が農業共済団体に対し、直接、災害共済金の支払いを請求したときは、加入者に対し所有者に災害共済金を支払う旨の通知を行うものとする。

第20節 特約

- 1 共済金支払いに係る特約を付した農機具損害共済の取扱いは、付保割合条件付実損てん補特約、臨時費用担保特約、地震等担保特約の順序とする。また、共済掛金等の納入方法に係る継続申込特約及

び共済掛金等分割払特約並びに共済関係の継続に係る継続申込特約及び自動継続特約については重複しないこととする。

2 農業共済団体は、農機具共済の共済責任期間の中途においては、特約の締結は行わないものとする。ただし、農機具更新共済に係る臨時費用担保特約及び地震等担保特約については、この限りではない。

3 付保割合条件付実損てん補特約

(1) 共済目的の範囲

この特約でいう共済目的は、第4節（共済目的の範囲）で規定する農機具であつて、かつ、当該農機具を購入するために要した費用が2万円以上のものとする。

(2) 共済掛金等

共済掛金等は次のア及びイを合計した額とする。

ア 第15節（共済掛金率等）の1の(3)の①又は③で定める災害共済掛金率に、この連合会が約定割合（新調達価額に対する付保割合として加入者が加入申込みの際に選択した共済証券記載の割合。以下同じ。）ごとに定めた係数（以下「約定割合別係数」という。）及び共済金額を乗じて得た額

イ 第15節（共済掛金率等）の3で定める事務費賦課金率に共済金額を乗じて得た額

(3) 災害共済金

この特約が付された共済目的に第9節（共済金を支払う場合）の1の(1)から(3)までの事故による損害が発生した場合には、1回の事故につき、共済金額を限度として、次のいずれかの額を支払う。

ア 共済金額が、新調達価額に共済証券記載の約定割合を乗じて得た額以上のときは、第3章第2節（組合の行う損害評価）の3の(3)の規定による損害の額

イ 共済金額が新調達価額に約定割合を乗じて得た額を下回るときは、次式により得られる額

$$\text{災害共済金の額} = \frac{\text{第3章第2節（組合の行う損害評価）の3の(3)に定める損害の額}}{\text{新調達価額} \times \text{約定割合}} \times \text{共済金額}$$

4 臨時費用担保特約

(1) 共済掛金等

ア 共済目的が農業用自動車のとき

第15節（共済掛金率等）の1に定める災害共済掛金率及び第15節（共済掛金率等）の3に定める事務費賦課金率の10%に、共済金額を乗じて得た額

イ 共済目的が農業用自動車以外のとき

第15節（共済掛金率等）の1に定める災害共済掛金率の10%に、この連合会が定めた率を加えた率及び第15節（共済掛金率等）の3に定める事務費賦課金率の10%に共済金額を乗じて得た額

(2) 臨時費用共済金

第9節（共済金を支払う場合）の1の(1)から(3)まで、又は2の(1)の事故（地震等を除く。）により損害を受けた場合、共済金額に損害割合（第3章第2節（組合の行う損害評価）の3の(3)に規定する損害の額の新調達価額に対する割合をいう。以下同じ。）の10%を乗じて得た額を臨時費用共済金として支払うものとする。ただし、災害共済金が支払われない場合には、臨時費用共済金及び(4)に規定する傷害費用共済金は支払わないものとする。

(3) 他の共済関係等がある場合

臨時費用共済金を支払う他の共済関係等がある場合において、それぞれの共済関係等につき、他の共済関係等がないものとして算出した臨時費用共済金の合計額が、(2)に規定する額（他の共済関係等に、(2)の額を算出する基準が異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した額のうち最も高い額。以下「支払限度額」という。）を超えるときは、この農業共済団体の支払う臨時費用共済金は、次式によつて算出した額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による臨時費用共済金との合計額が支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に支払限度額に満たない額を加えた金額とする。

$$\begin{array}{l} \text{臨時費用共済金の額} \\ \text{第3章第2節（組合の行う損害評価）の3の(3)に定める損害の額の10\%の額} \end{array} \times \frac{\text{この共済関係に係る支払責任額}}{\text{それぞれの共済関係等に係る支払責任額の合計額}}$$

(4) (3)の規定にかかわらず、(3)により支払うこととなる臨時費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。

(5) 傷害費用共済金

共済目的が農業用自動車以外であつて、(6)に規定する者が、第9節（共済金を支払う場合）の1又は2の(1)に規定する事故に直接起因（その事故から避難又は損害の発生するおそれが著しく増大した時の損害防止を含む。）して被害を受けた場合に、前記(2)又は(3)の臨時費用共済金に加えて次の各号の傷害費用共済金を支払うこととする。

① その事故の直接の結果として被害の日から200日以内に死亡し、又は後遺障害（別紙5に掲げる基準に該当するときとする。）を被ったとき

1名ごとに共済金額に30%を乗じた額

ただし、1回の事故につき50万円を限度とする。

② その事故の直接の結果として、30日以上入院加療（原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛等で他覚症状のないものを除く。）を要したとき

1名ごとに共済金額に5%を乗じた額

ただし、1回の事故につき20万円を限度とする。

(6) 傷害費用共済金の対象者

① 加入者（加入者が法人であるときは、その理事、取締役若しくはその他の機関にある者）

② 加入者の親族

「加入者の親族」とは、民法第725条に規定されている6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいうが、いわゆる事実上婚姻関係にある者及び非嫡出子等を含めて解釈し、同居であるか否かを問わない。なお、加入者が法人の場合、法人の代表者の親族は対象者に含まれない。

③ 加入者の使用人

「加入者の使用人」とは、実質的に雇用関係にある者をいい、田植のために季節的に雇用されている者、アルバイトの店員なども含めて解釈する。

(7) 他の共済関係がある場合

この特約を付した共済関係とは別に、同一の加入者について、同一の共済事故により(5)の傷害

費用共済金を支払う他の共済関係がある場合において、それぞれの共済関係につき他の共済関係がないものとして算出した(5)の傷害費用共済金の合計額が1回の共済事故につき1名ごとに(5)の①又は②の額を超えるときは、次式によつて算出した額とする。

$$\frac{\text{(5)の傷害費用共済金の額}}{\text{(5)の①又は②で定める限度額}} \times \frac{\text{この共済関係に係る支払責任額}}{\text{それぞれの共済関係に係る支払責任額の合計額}}$$

5 継続申込特約

(1) 継続申込特約は、加入者が農機具損害共済に係る共済関係が継続する期間を2年、3年、4年又は5年（以下「継続特約期間」という。）とし、これに係る共済掛金等を一括して払い込むことを申し込み、農業共済団体が承認したときに締結する。

(2) 継続申込特約に係る共済掛金率及び事務費賦課金率は、第15節（共済掛金率等）の1の(3)の①又は③に定める共済掛金率及び3に定める事務費賦課金率に、別紙7（継続申込特約に係る継続特約期間別係数）の係数を乗じて得られる率とする。

(3) 継続申込特約を更新する場合は、第6節（共済責任の開始及び共済責任期間）の8の共済責任期間とあるのを継続特約期間と読み替えて準用する。

(4) 共済金額の増額及び減額

① 加入者から共済金額を増額又は減額したい旨の申込みがあり、農業共済団体がそれを承諾した場合には、その払込みの日又は申込みの日の属する年の翌年の共済責任期間開始の日（その払込みの日又は申込みの日が共済責任期間開始の日であるときは、その払込みの日又は申込みの日）の午後4時から共済金額を増額又は減額する。

② ①による共済金額の増額又は減額は、農業共済団体が共済証券にその旨の裏書をすることにより効力を生じる。

(5) 共済掛金等の追徴又は返還

① 農業共済団体は(4)の①により共済金額を増額又は減額した場合、その差額に相当する共済金額に対応する共済掛金等として、次式により得られる額を追徴又は返還する。

ア 共済金額を増額した場合

$$A' \times (a \times S' + b \times T')$$

A'：増額部分の共済金額

a：第15節（共済掛金等）の1に規定する共済掛金率

b：第15節（共済掛金等）の3に規定する事務費賦課金率

S'：未経過継続特約期間年数に応じた共済掛金率の係数（別紙7に掲げる係数。以下同じ。）

T'：未経過継続特約期間年数に応じた事務費賦課金率の係数（別紙7に掲げる係数。以下同じ。）

イ 共済金額を減額した場合

$$A'' \times \{a \times S' + b \times (T' - 0.1)\}$$

A''：減額部分の共済金額

② 第11節（共済関係の消滅・終了及び共済金支払後の共済関係）の1又は2の規定により共済関係が消滅したときに、共済掛金等を返還する場合の額は、次式により得られる額とする。この場合の年数については、1年未満の端数月があるときは、これを切り捨てる。

$$A \times \{a \times S' + b \times (T' - 0.1)\}$$

A：共済金額

③ 共済関係の無効、取消し、失効又は解除による場合の返還の額は、当該共済責任期間に対応する返還の額として第16節（共済掛金等）の4の規定により得られる額と、未経過継続特約期間年数に対応する返還の額として②により得られる額とを合計した額とする。

④ 共済責任の開始後、共済目的の改造又は用途の変更等により、共済掛金等の追加又は払戻しをする場合の額は、当該共済責任期間に対応する額として、第16節（共済掛金等）の3の(2)による額と、未経過継続特約期間年数に対応する額として、次式により得られる額とを合計した額とする。

ア 追加の場合

$$A \times \{(a' - a) \times S' + (b' - b) \times T'\}$$

a'：変更後に適用する共済掛金率（以下同じ。）

b'：変更後に適用する事務費賦課金率（以下同じ。）

イ 払戻しの場合

$$A \times \{(a - a') \times S' + (b - b') \times (T' - 0.1)\}$$

(6) 共済目的の改造又は用途の変更による追加共済掛金等の不払いの場合

① 加入者が(5)の④の追加共済掛金等の払込みを怠ったときは、共済証券にその裏書をした日において、共済金額を次の算式により算出した額に減額する。この場合に、その算出した額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

$$\begin{array}{l} \text{裏書をした日以降} \\ \text{の共済金額} \end{array} = \text{共済金額} \times \frac{\text{変更前の適用共済掛金率等}}{\text{変更後の適用共済掛金率等}}$$

② ①の規定により共済金額を減額したときは、共済証券記載の加入者の住所にあてての書面により通知することとする。

(7) 共済掛金率等の変更

① 農業共済団体が継続申込特約を付した共済関係の共済掛金率等を変更しようとする場合は、その変更の日以後にはじめて到来する共済責任期間開始の日から変更後の共済掛金率等を適用することとする。この場合において、農業共済団体はその共済責任期間開始の日の10日前までに遅滞なく加入者にその旨を通知することとする。

② 農業共済団体は、①の規定により共済掛金率等を変更したときは、変更した共済責任期間開始の日以後の継続特約期間に係る共済掛金等について、次式により得られる額を加入者に追加又は払戻しするものとする。

ア 追加の場合

$$A \times \{(a' - a) \times S' + (b' - b) \times (T' - 0.1)\}$$

イ 払戻しの場合

$$A \times \{(a - a') \times S' + (b - b') \times (T' - 0.1)\}$$

③ 加入者が②のアによる共済掛金等の追加額の払込みを怠ったときは、(6)の規定を準用する。

6 自動継続特約

(1) 自動継続特約は、農機具損害共済について、加入者が申し込み、農業共済団体がこれを承諾したときに成立する。

- (2) 自動継続特約を付した農機具損害共済は、共済責任期間が満了する日の属する月の前月10日（以下「自動継続意思確認日」という。）までに、加入者から(4)の規定による意思表示がなく、(9)の規定により共済掛金等が払い込まれた場合に、共済責任期間が満了する共済関係と同一の内容で共済責任期間を1年とする共済関係を継続更新（以下「自動継続」という。）するものとする。
- (3) 農業共済団体は、自動継続前の共済証券番号及び自動継続する共済関係の内容を、自動継続意思確認日の14日前までに、共済証券記載の加入者の住所にあてての書面により通知するものとする。
- (4) 加入者は、自動継続を行わない場合は、自動継続意思確認日までに農業共済団体にその旨の意思表示を行い、非継続通知書を提出するものとする。
- (5) 農業共済団体は、自動継続をすることが適当でないと認めるときは、共済関係を自動継続しないものとする。この場合には、継続時までに共済証券記載の加入者の住所にあてての書面により通知するものとする。
- (6) この特約を付した共済目的が中古購入農機具である場合には、継続後の共済関係の共済金額は、中古購入価額又は継続時の時価額のいずれか低い額を基準とした額と同一の額で継続する。
- (7) この特約が付された共済関係について、共済目的の入替えを適用する場合は、入替え後の内容で共済関係を継続することができるものとする。
- (8) この特約が付された共済関係について加入者が、共済責任期間が満了する共済関係と異なる内容で共済関係を継続する場合は、農機具損害共済約款第3条2（共済関係の継続）によることとする。
- (9) 加入者は、自動継続後の共済関係に係る共済掛金等（共済掛金等分割払特約が付されている場合は、第1回分割共済掛金等をいう。）を継続前の共済責任期間が満了するまでに払い込むものとする。
- (10) 加入者は、共済掛金等分割払特約が付されている場合は、第2回以降の共済掛金等を、共済掛金等分割払特約条項第3条（分割共済掛金等の払込方法）の規定により払い込むものとする。
- (11) 自動継続後の共済関係に係る共済掛金等の払込みは、(9)の払込期限後14日を払込猶予期間とし、この猶予期間内に共済掛金等が払い込まれなかつた場合、農業共済団体は、この共済関係を解除するものとする。この場合の解除は継続前の共済責任期間の満了日の午後4時から効力を有するものとする。
- (12) 農業共済団体は、自動継続後の共済関係は、継続した日における農機具損害共済約款、特約条項及び共済掛金率等を適用するものとする。

7 共済掛金等分割払特約

- (1) 共済掛金等分割払特約は、当該共済関係に係る共済責任期間（農機具更新共済の場合には共済掛金期間をいう。以下同じ。）が1年であつて、かつ、共済掛金等の額が〇万円以上の場合に農機具損害共済又は農機具更新共済に付して行うものとし、加入者が農機具損害共済又は農機具更新共済に係る共済掛金等を2回又は4回に分割（以下「分割共済掛金等」という。）して払い込むことを申し込み、農業共済団体が承認したときに締結する。
- (2) 農業共済団体は第2回以降の分割共済掛金等の払込みについて、当該払込期限の30日前までに加入者に対し、払込通知書を発行するものとする。
- (3) 第2回以降の分割共済掛金等の払込みについては、払込期限の翌日から起算して14日を猶予期間とし、この猶予期間内に共済事故が生じた場合、その分割共済掛金等が払い込まれていないときは、共済金を支払わないものとする。
- (4) 分割共済掛金等が払い込まれないまま猶予期間が過ぎた場合は、農業共済団体は共済関係を解除

するものとする。

- (5) (4)の規定により共済関係を解除した場合は、共済証券記載の加入者の住所にあてての書面により通知し、解除の効力は、将来に向かつてのみ生じるものとする。
- (6) (4)の規定により共済関係を解除した場合は、領収した分割共済掛金等は返還しないものとする。ただし、農機具更新共済の減価部分に係る共済掛金は除く。
- (7) 第11節（共済関係の消滅・終了及び共済金支払後の共済関係）の2及び5の規定により、共済関係が消滅又は終了する場合には、共済金を支払う以前に未払込共済掛金等（加入者が共済責任期間に対応して払い込むべき共済掛金等の額から既に払い込まれた分割共済掛金等の総額を差し引いた額）の全額を一時に領収するものとする。
- (8) 第16節（共済掛金等）の3の規定により追加共済掛金等の支払いを請求したときは、農業共済団体はその全額を一時に領収するものとする。
- (9) 第16節（共済掛金等）の4の規定により、共済掛金を返還する場合、災害共済金を支払うべき事故が生じていたときは、農業共済団体は未払込共済掛金等の全額を一時に領収するものとする。

8 地震等担保特約

(1) 共済掛金等

地震等事故部分に係る共済掛金等は、地震等に係る共済掛金率 0.0750%及び第15節（共済掛金率等）の3に定める附加割合を原則として定めた事務費賦課金率に、共済金額を乗じて得た額。

(2) 地震等災害共済金

地震等（第10節（共済金を支払わない場合）の2の(2)の損害を含む。）により損害を受けた場合には、次式によつて算出した額を支払う。ただし、第3章第2節（組合の行う損害評価）の3の(3)に定める損害の額が、新調達価額の100分の5に満たない場合には、災害共済金は支払わないこととする。

$$\text{災害共済金の額} = \frac{\text{第3章第2節（組合の行う損害評価）の3の(3)に定める損害の額}}{\text{新調達価額}} \times \text{共済金額} \times 0.5$$

(3) 他の共済関係等がある場合

共済目的について地震等による損害に対して保険金又は共済金を支払うべき他の共済関係等がある場合、災害共済金は第17節（共済金）の4を準用して算出される金額とする。

第21節 共済約款

- 1 農業共済団体は、農機具共済の申込みを受け、これを承諾する場合には共済約款によつて行うものとする。
- 2 1の共済約款は、農機具共済の種類ごとに、「農業共済団体の行う農機具共済に係る共済約款例」（平成12年3月31日付け12農経B第1234号農林水産省経済局長通知）によつて定めるものとする。
- 3 連合会等は、連合会等の共済事業に係る共済約款を定めたときは、遅滞なく、経営局長へ報告するものとする。なお、連合会等が共済約款例と異なる共済約款を定め、又は連合会が当該約款に準じて組合の共済約款を承認しようとするときは、あらかじめ経営局長と協議するものとする。
- 4 組合は共済約款を定めようとするときは、法第85条（組合の行う共済事業の種類等）第12項の規定により連合会の承認を得るものとし、連合会の承認は3により定めた連合会の共済事業に係る共済約

款と同じ場合にのみ行うものとする。ただし、共済事業を実施しない連合会の承認は、農機具損害共済約款例及び農機具更新共済約款例、付保割合条件付実損てん補特約条項例、臨時費用担保特約条項例、継続申込特約条項例、共済掛金等分割払特約条項例、自動継続特約条項例及び地震等担保特約条項例と同じ場合にのみ行うものとする。

- 5 連合会は、法第121条（連合会の事業）第2項の規定による保険事業及び法第132条の2（共済事業）第1項の規定による共済事業並びに特定組合は法第83条（共済事業の種類）第1項及び法第120条の28（特定組合の行う農業協同組合等に対する任意共済）第1項の規定による共済事業について、第9節（共済金を支払う場合）1又は2の（1）の事故を制限し、又は拡張しようとするときは、3のなお書を準用するものとする。

第22節 損害評価会

- 1 組合及び連合会の損害評価会は、損害の額の認定及び損害防止に関する重要事項について調査・審議することとされているが、農機具共済に関しては、おおむね次に掲げる場合に開催するものとする。

（1）組合の損害評価会

- ① 共済事故の認定につき特に調査・審議を必要とする場合
- ② 共済目的の新調達価額及び損害の額の認定に当たり、特に調査・審議を必要とする場合
- ③ その他農機具共済の損害評価及び損害防止に関して必要のある場合

（2）連合会等の損害評価会

- ① 損害の額の認定に必要な基準を決定する場合
- ② （1）の①から③までに掲げる場合

- 2 損害評価会には、原則として次により任意共済部会を設けて運用するものとする。

（1）組合における損害評価会の任意共済部会の委員は、5名（特定組合においては9名）以下3名以上とする。委員は、学識経験者のうちから次の事項を参酌して定める。

- ① 委員は、共済目的に関して造詣の深い者であり、かつ、地域的に偏らないようにすること。
- ② 委員の数の3分の1を限度として、組合の職員を委員とすることができるものとする

（2）連合会における損害評価会の任意共済部会の委員の数は、9名以下3名以上とする。委員は、学識経験者のうちから次の事項を参酌して定める。

- ① 委員の数の3分の1を限度として、連合会の職員を委員とすることができるものとする
- ② 委員と損害評価員との兼務は、差し支えないものとする

- 3 組合及び連合会は、損害評価会の調査・審議が必要と認めるときは、調査・審議すべき事項を具体的に明記した文書を損害評価会に提出する。

- 4 損害評価会は、提出された事項を調査・審議し、速やかに組合又は連合会に通知するものとする。審議結果は、後日の事務に参考となるようとりまとめのうえ、記録しておくものとする。

第23節 損害評価員

- 1 農業共済団体は、共済目的について共済事故によつて生じた損害を評価するため損害評価員を、組合及び連合会のそれぞれに若干名置くものとする。

- 2 損害評価員は農機具の構造、損害評価等について学識経験を有する者のうちから農業共済団体の長が任命する。

- 3 損害評価員は共済目的について損害が発生したときは、農業共済団体の長の命を受けて現地において損害を評価するとともに、損害の防止、その善後措置等について加入者の指導に当たる。

4 共済目的の新調達価額又は損害の額の評価について農業共済団体と加入者との間に争いが生じた場合には、農業共済団体が選定する評価人は、損害評価員をもって充てる。

第24節 農機具共済の推進

- 1 農機具共済の推進に当たっては、制度の趣旨及び農機具共済の内容等について、加入資格者に対して周知・徹底して行うものとし、次の行為を行ってはならない。
 - (1) 農業共済団体が、農機具共済の加入資格者に対して、農機具共済の内容について不実のことを告げ、又は農機具共済の内容の重要な事項を告げない行為
 - (2) 農業共済団体が、農機具共済の特定の加入資格者に対して特別の利益の提供を約し、又は共済掛金等の割引・割戻、その他特別の利益を提供する行為
 - (3) 農業共済団体が、農機具共済の加入資格者に対して他の共済契約又は保険契約を不当に消滅させることにより、農機具共済の共済関係の申込みをさせる行為
- 2 農機具共済の推進に当たっては、加入資格者が加入の時ににおける共済目的の新調達価額を超える金額（当該共済目的につき他の共済関係等がある場合にあっては、当該他の共済関係等に係る共済金額又は保険金額との合計額が加入の時ににおける当該共済目的の新調達価額を超える金額）を共済金額として選択することのないよう加入資格者に対して周知・徹底して行うものとする。
- 3 農機具共済の推進に当たっては、重要事項の説明を行い、加入時にはその説明を受けた証とする確認印を加入者から受け、保管するものとする。
- 4 農業共済団体は、農機具共済の勧誘方針を策定し、定款で定める公告の方法により公表するものとする。

第25節 個人情報の利用目的の明示等

農業共済団体は、農機具共済の加入申込を受ける場合には、農機具共済加入申込書の記載事項等共済関係に係る個人情報の利用目的を明示し、また、異動処理及び共済金の支払手続を行う上で、第三者への情報提供を行う場合があることを認める旨の同意を得ることとする。

第26節 保険関係

連合会の会員である組合と加入資格者との間に農機具共済の共済関係が存するときは、連合会と当該組合との間に当該共済関係につき農機具共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

- (1) 保険金額
保険金額は共済金額と同額とする。
- (2) 保険料率
保険料率は共済掛金率と同率とする。
- (3) 保険料の額
保険料の額は、保険金額に保険料率を乗じて得た額とする。
- (4) 保険料の返還の額
連合会が返還すべき保険料の額は、組合が加入者に対して返還すべき共済掛金の額と同額とする。
- (5) 保険金
連合会が支払うべき保険金の額は、組合が加入者に対して支払うべき共済金の額と同額（ただし、連合会の保険金支払いの免責に該当する場合は、当該免責額を差し引いて得た額）とする。

第2章 引受

第1節 組合の引受

- 1 農機具共済の引受は、加入資格者から農機具共済加入申込書（農機具損害共済加入申込書（様式例1号-1）及び農機具更新共済加入申込書（様式例1号-2））を組合に提出させて行うものとする。ただし、農機具損害共済の場合、共済責任期間の満了の日までに加入者から農機具損害共済の共済責任期間の更新の申込みを受けて、組合がそれを承諾したときは、既に提出された農機具損害共済加入申込書の記載事項に変更のある場合を除き、改めて農機具損害共済加入申込書の提出は不要とし、記載事項の変更は書面をもって通知させるものとする。
- 2 1の加入申込みに際し、農業共済団体は、当該農機具に係る損害の発生の可能性に関する告知事項について、加入申込書に記載する等の方法により加入者に告知させるものとする。
- 3 農機具共済の引受は、農機具1台ごとに行うものとするが、2以上の機種が1式となつて機能するものについて一括して申込みのあつたものについては、1式を単位として引受け（以下「1式引受」という。）することができるものとする。なお、第1章第11節（共済関係の消滅・終了及び共済金支払後の共済関係）の4に規定する包括契約を締結した場合には、この限りではない。
- 4 組合は、農機具共済の申込みを受けたときは、農機具共済加入申込書の記載事項について誤記、記載もれ等がないかどうか検討するとともに、必要がある場合には現地調査を行つてその諾否を決定し、当該申込者に通知する。ただし、農機具更新共済にあつては、当該農機具の共済責任期間及び減価共済金額を次によつて審査し、その諾否を決定する。

（1）共済責任期間の決定

共済責任期間は、耐用年数又は残存年数の範囲内であつて、かつ、3年以上の期間とする。なお、1式引受の場合は、それぞれの機種について算定された年数のうち、最も短い年数とする。

（2）減価共済金額の決定

減価共済金額は共済金額を限度として次式により算出される経年減価額の範囲内とする。

$$\text{経年減価額} = \text{新調達価額} \times \frac{\text{共済責任期間年数}}{\text{耐用年数}}$$

（ただし、1式引受の場合は、それぞれの機種ごとに算出された額の合計額とする。）

- 5 組合は農機具共済の申込みを受けた場合において、その申込みに係る農機具が次に掲げる農機具であるときは、その申込みを拒むものとする。ただし、自然災害を担保しない場合は、（3）、（4）及び（5）の農機具についてはこの限りではない。

（1）販売を目的とする農機具

（2）試験研究等に使用する農機具

（3）常時水没のおそれのある建物に格納されている農機具

（4）地滑り、護岸決壊、山崩れ等の発生が明らかな場所にある建物に格納され、又は設置されている農機具

（5）台風等の警報が発せられた地域にある農機具

（6）その他共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される場合、又は共済事業の本質に照らして他の加入者との間に著しく衡平を欠き、共済事業の適正な運営を確保できなくなるような事由のある農機具

- 6 組合は、加入者から共済掛金等の払込みがあつたときは、共済掛金等領収証に領収年月日及び取扱者の捺印をして交付するとともに、速やかに共済証券を交付するものとする。
- 7 組合は、農機具更新共済にあつては、次回の共済掛金期間に対応する共済掛金等の払込みについて、共済掛金期間満了の日の30日前までに加入者に対し、払込通知書を発行するものとする。
- 8 組合は、引受の順序により農機具共済加入申込書に共済番号を付すとともに、引受台数を識別できるように農機具番号を付すものとする。組合は、加入者ごとにその契約内容を整備した引受台帳を作成・保存するものとし、事務処理は共済証券番号によつて行うものとする。
- 9 組合は、毎月末、農機具共済加入申込書に基づいて引受集計通知書を作成し、翌月の20日までに連合会に提出するとともに、連合会の定める期日までに保険料及び連合会事務費賦課金を納入するものとする。

10 引受後の共済目的の異動等の処理

- (1) 引受後、加入者から共済目的の異動通知があつたときは、その内容を検討し、その異動について承認するか否か、又はその異動により共済関係を解除するか否かを決定し、加入者に通知するとともに、共済証券の裏書を行い、共済掛金等の追徴又は共済掛金の払戻しをする。
- (2) 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があつた場合において、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利・義務の承継の申請をしようとするときは、当該譲受又は相続その他の包括承継の日から14日以内に、共済証券の裏書請求を共済関係に関する権利義務承継承認申請書に添えて行わせるものとする。
- (3) 異動の承認をした際には、共済関係異動通知書に基づき、保険関係異動通知書を作成し、連合会に提出するとともに、追加保険料等の納入又は保険料の払い戻し請求を行うものとする。

第2節 連合会の引受

- 1 連合会が行う農機具共済の共済事業の引受については、前節（組合の引受）の1から7まで並びに9の(1)及び(2)に準じて行うものとする。
- 2 連合会は、農機具共済に係る保険事業については、組合から引受集計通知書の提出があつた場合は、その内容について審査・検討し、疑義があるものについては組合に照会し、必要ある場合は現地調査を行つて、引受の適正を期すものとする。
- 3 連合会は、組合より共済目的の保険関係異動通知書の提出があつたときは、その内容について、誤りがないか確認するとともに、共済掛金等の追加又は返還が生じる場合には、速やかに保険料の追加又は返還の処理を行うものとする。

第3章 損害評価

第1節 損害通知

- 1 加入者は、共済目的に損害（共済目的につき共済事故によつて生じた損害に限る。以下、本章において同じ。）が発生したときは、速やかにその旨を農業共済団体に通知する。
- 2 組合は、加入者から損害発生のお知らせがあつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を連合会に通知する。
 - (1) 農機具共済の種類
 - (2) 加入者名、共済証券番号及び農機具番号
 - (3) 共済事故の種類
 - (4) 共済事故発生の原因及び損害程度

(5) 共済事故発生の年月日及び場所

第2節 組合の行う損害評価

1 組合は、加入者から損害発生の通知を受けたときは、農機具共済加入申込書の記載事項について共済関係の確認を行うものとする。

2 組合は、その職員又は損害評価員のうちから評価担当者を指名し、評価担当者は、現地において共済事故の原因及び罹災状況等について次に掲げる事項を調査し、損害評価書を作成する。

(1) 共済事故の原因

(2) 共済事故の発生経過及び発生時刻

(3) 保守管理及び操作方法等に係る過失度合の確認

(4) 損害防止の処置

(5) 共済目的の共済事故発生時における所在

(6) 受損箇所及び損害程度の確認

(7) 損害の額

(8) 損害が第三者の行為によつて生じたか否かの有無

3 損害評価

(1) 新調達価額は、当該農機具と同一の機種であつて、同銘柄、同性能の新品の市場価額により定める。なお、同銘柄、同性能の農機具がない場合は、当該農機具と同一の機種であつて、類似の性能を有する新品の市場価額により定める。

(2) 時価額は、次式により算定される額とする。

時価額＝新調達価額×別紙3の「経年減価残存率表」に掲げる経年減価残存率

なお、耐用年数は別紙1（共済目的とする農機具の種類及び耐用年数）に定める年数とし、経過年数に1年に満たない端数月がある場合には、これを切り捨てた年数とし、耐用年数を超える場合は耐用年数にとどめることとする。ただし、耐用年数は別紙2に掲げる年数によることができる。また、付保割合条件付実損てん補特約を付帯した共済目的において、相当の維持管理がなされ、現に使用されている農機具については、その経年減価残存率の下限を50%とすることができるものとする。

(3) 第1章第9節（共済金を支払う場合）の1又は2の(1)の事故による損害の額は、新調達価額を基準として、損害の発生直前の状態に復旧するために必要とする費用の最低額とし、分損の場合にあつては復旧に必要な材料費、技術料、その他修繕に要する経費の合計額とする。なお、材料費（受損部分の部品ごと）、技術料、その他修繕費は損害の生じた地及び時における市場価額を基準として定める。なお、農業共済団体は、別に定める基準により必要に応じ損害の額の全部又は一部の免責を行うものとする。

(4) 第1章第11節（共済関係の消滅・終了及び共済金支払後の共済関係）の5の損害の額は、免責を行う前の額とする。

(5) 農機具更新共済の共済責任の終了又は満了に伴う経年減価による損害の額は、次の式によつて算出した額とする。

$$\begin{array}{l} \text{共済責任の終了又は} \\ \text{満了に伴う経年減価} \\ \text{による損害の額} \end{array} = \text{経年減価額} \times \frac{\text{共済責任経過年数}}{\text{共済責任期間年数}}$$

共済責任経過年数：1年未満の端数月がある場合はこれを切り上げて1年とする

第3節 連合会の行う損害評価

- 1 連合会は、組合より損害の発生の通知があつたときは、原則として組合の行う損害評価と合同して損害評価を行うものとする。ただし、損害が僅少で、かつ、損害評価が容易な場合は、合同の損害評価を省略し、組合の報告等に基づいて損害評価を行つても差し支えないものとする。
- 2 連合会の共済事業に係る損害評価は、組合の行う損害評価に準じて行うものとする。

第4章 共済金及び保険金の請求並びに支払手続

第1節 組合

- 1 (1) 組合は、加入者から災害共済金の支払請求を受けたときは、共済金支払請求書その他必要な書類を提出させるものとする。
(2) 第1章第20節(特約)の4の(4)に係る傷害が発生し、加入者(加入者が死亡した場合はその法定相続人)から(1)の書類の提出があつたときは、(1)に加え、医師の死亡証明書(様式例2号)若しくは検死調書に記載した事項の証明書又は医師若しくは歯科医師の診断書(様式例3号)を提出させるものとする。
- 2 (1) 組合は、加入者から1の書類の提出があつたときは、農機具共済加入申込書と照合するとともに、損害評価書等により共済金支払請求書の内容を審査し、修正を要する場合は、当該加入者に通知するものとする。
なお、盗難事故に関し、盗取された共済目的について災害共済金を支払う場合は、災害共済金を支払つた後に当該共済目的が回収されたときに備えて、回収した共済目的の所有権は共済金額の新調達価額に対する割合によつて農業共済団体に移転する旨を、あらかじめ当該加入者に通知するものとする。
(2) 組合は、災害共済金の額が確定したときは、保険金支払請求書を作成し、損害評価書及び災害共済金の支払を免責すべき事由のある場合は免責書等を添えて、連合会に対して保険金支払請求を行うものとする。
- 3 (1) 組合は、保険金を受領したときは、共済金支払請求書と照合し、損傷部分の復旧を確認した後、速やかに加入者に対して災害共済金の支払いを行うものとする。また、当該共済目的の復旧以前に災害共済金を支払う場合にあつては、復旧に係る念書を加入者より提出させることとし、罹災後1年を経過しても復旧に至らない場合には、既に支払つた災害共済金と農機具損害共済約款第7条(復旧義務)第3項又は農機具更新共済約款第8条(復旧義務)第3項の規定により算出される額との差額を返還させるものとする。なお、災害共済金の支払に当たっては、あらかじめ、農機具損害共済約款第7条(復旧義務)第3項又は農機具更新共済約款第8条(復旧義務)第3項の規定により算出される額を支払い、復旧確認書等により復旧を確認した後に災害共済金と既に支払つた額との差額を支払うこととしてもよい。
(2) 組合は災害共済金の支払を完了したときは、共済金支払請求書及び損害評価書等を整備・保存するとともに、共済金の支払内容を整備した共済金支払台帳を作成・保存するものとする。
(3) 組合は、農機具更新共済に係る減価共済金又は解約時の払戻金等の金額が、100万円を超える場合には、当該組合所轄の税務署に対し、別に定める支払調書を提出するものとする。
(4) 第1章第7節(農機具更新共済の共済掛金期間等)の5の場合であつて、かつ、一時払い損害保険に係る税法上の規定に該当する場合には、当該契約の解約等による終了時又は満了時の減価共済金の支払いの際、一定額を源泉徴収した額を支払うこととする。

第2節 連合会

- 1 連合会は、組合から保険金支払請求書の提出があつたときは、提出書類の内容を審査し、疑義のあるものについては組合に照会し、提出書類の修正を要する場合は組合に対して訂正又は再提出を求めらるものとする。連合会は、保険金の額が確定したときは、速やかに保険金支払通知書を作成し、組合に送付するものとする。
- 2 連合会は、組合から提出のあつた保険金支払請求書及び損害評価書と保険金支払通知書を整備保存するものとする。
- 3 連合会の共済事業に係る共済金の請求及び支払手続は、組合の場合に準じて行うものとする。

第5章 経 理

農機具共済の経理は、「農業共済団体の経理処理要領」（昭和49年4月5日付け49農経B第621号農林省農林経済局長通知）によつて行うが、責任準備金の積立額は、農機具共済の種類ごとに別紙8（責任準備金の計算方法）の計算方法によつて算出される金額の合計額とする。

第6章 事業成績の報告

連合会等は、農機具共済の種類別に年間の事業成績を別に定める「事業成績報告書様式」により毎年6月末日までに経営局長へ報告するものとする。

第7章 要領の制定等

- 1 連合会等は、農機具共済事業の事務を円滑に行うため必要があると認めるときは、定款、保険規程又は共済規程、約款及びこの要領の規定に準拠して、事務取扱の要領を制定することができるものとする。
- 2 組合は、連合会の承認を得て農機具共済事業の事務取扱の要領を制定した場合を除き、1により制定された連合会の事務取扱の要領に従うものとする。